

社外取締役インタビュー

2015年度よりSMFGの社外取締役を務めているアーサー M. ミッチェル氏に、コーポレートガバナンス体制の現状と今後の課題等について、お聞きしました。



略歴

- 1976 米国ニューヨーク州弁護士登録（現職）
- 2003 アジア開発銀行ジェネラルカウンセル
- 2007 ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所入所
- 2008 外国法事務弁護士登録（現職）
ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所
外国法事務弁護士（現職）
- 2015 三井住友フィナンシャルグループ
取締役（現職）

三井住友フィナンシャルグループ 取締役

アーサー M. ミッチェル

米国ニューヨーク州弁護士
外国法事務弁護士

“SMFGでは、全社を挙げて、本気でコーポレートガバナンスをより良いものにしようと努力していることを強く感じます。”



SMFGの社外取締役に就任して1年が経過しますが、SMFGのコーポレートガバナンスについてどのように感じられていますか。

日本では、スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードの運用開始、会社法の改正等、コーポレートガバナンスの枠組みが大きく変化しています。一方、新たなルールは原則を示しているだけで、これらに対していかに取り組み、中長期的な企業価値の向上につなげるかは、会社次第です。

こうしたなか、SMFGでは、全社を挙げて、本気でコーポレートガバナンスをより良いものにしようと努力していることを強く感じます。昨年度、社外役員の増員、SMFGコーポレートガバナンス・ガイドラインの策定等を行ったほか、たとえば、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく、情報収集の強化を図れるよう、社外取締役と会計監査人あるいは社外取締役と監査役の対話の場を設ける等新たな取組も行いました。このような対話は、非常に有意義だと感じています。

また、SMFGの取締役会には、自由に議論ができる雰囲気があります。さらに、社外取締役の質問や提案に対し、担当役員をはじめ関係各部の方々は本当に迅速かつ真摯に対応されます。こういったことから、外部の視点を経営に活用しようという意思がよくわかります。

SMFGでは、2017年6月に開催予定の定時株主総会での承認を前提として、指名委員会等設置会社へ移行する方針を発表しました。社外取締役が過半数を占める法定の内部委員会を設置することになり、社外取締役の果たす役割は一段と重要になると考えています。



SMFGの企業価値向上のためには、何が必要とお考えですか。また、そのなかで、ご自身はどのような役割を果たしたいとお考えでしょうか。

10年後を展望したビジョンとして掲げている「最高の信頼を通じて、日本・アジアをリードし、お客さまと共に成長するグローバル金融グループ」を実現することに尽きると思います。

SMFGでは、「アジア・セントリック」の実現、すなわちアジアにおいて屈指の金融グループとなるべく、アジアでの拠点網の拡充や、アジアの銀行との連携を進め、アジアビジネスを強化しています。日本企業のグローバル化が進むなか、このようなSMFGのグローバル化の流れは変わらないと思います。そのために、たとえば人材面等、経営インフラのグローバル化をより一層推し進める必要があると感じています。

一方で、日本における事業の重要性は、今後も変わることはないでしょう。海外の方とお話すると、SMFGの日本経済への貢献を期待する声がよく聞かれます。金融は経済の血液です。SMFGは引き続き日本経済の血液を循環させ、健全な経済成長につなげる使命をしっかりと果たしていかなくてはなりません。また、先般、銀行法が改正され、金融グループによる金融関連IT企業への出資の柔軟化が図られました。フィンテックと呼ばれるITと金融の融合はより一層進むでしょう。このような事業変化への対応も、今後のSMFGの成長の鍵となると思います。

こういった認識のもと、私は、独立した社外取締役の立場で、国内外での弁護士としての経験から得た知見等をもとに、SMFGの経営に対し、リスクの指摘、あるいは新しいビジネスの機会についての提案等を行うことで、「グローバル金融グループ」としての企業価値向上に貢献していきたいと考えています。

“「最高の信頼を通じて、日本・アジアをリードし、お客さまと共に成長するグローバル金融グループ」を実現することに尽きると思います。”